

「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集」で寄せられた意見

○ 意見募集期間:2025 年1月 28 日～2025 年2月 26 日

○ 意見提出数:17 件

※意見提出数は、意見提出者数としています。
※いただいた御意見につきましては、原文のまま記載しております。

受付順	意見提出者	受付順	意見提出者
1	株式会社 NTT ドコモ	5	ソフトバンク株式会社
2	一般社団法人テレコムサービス協会	6	KDDI 株式会社
3	日本通信株式会社	7	個人（11 件）
4	楽天モバイル株式会社		

提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏まえた案の修正の有無
・携帯電話の不正契約対策に資する改正内容であり、改正の方向性に賛同いたします。 【株式会社 NTT ドコモ】 改正案に賛同いたします。 偽変造書類の精巧化や画像処理の高度化により、受領情報の真贋判定に係る事業者側の取組がますます複雑化している現状を鑑みて、有意義な改正であると考えます。 改正案に賛同いたします。 代表者等の本人確認方法として電子署名に係る電子証明書（マイナンバーカードもしくは電子署名法上の認定認証事業者が作成した証明書）を受信する方法を規定いただくことにより、利用環境の適正性向上のみならず、法人のお客様の申込作業の簡略化や事業者側対応工数の大幅削減およびそれに伴うお客様に対するサービス提供までの期間短縮が期待され、市場の健全な発達にも資するものと考えます。 【日本通信株式会社】 サービスを利用する法人及びサービスを提供する事業者双方の事務負担の軽減及び業務のデジタル化に資することから、法人の代表者の本人確認方法として「当該法人の代表者等から当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受け、かつ、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（略）第三条第二号に規定する指定法人から登記情報（略）の	賛同の御意見として承ります。	無

送信を受ける方法」(本省令案による改正後の第3条第1項第2号ハ)及び「当該法人の代表者等から当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受けるとともに、当該法人に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(略)第三十九条第四項の規定により公表されている法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地(略)を確認する方法」(本省令案による改正後の第3条第1項第2号ニ)が加えられることに賛同いたします。 【楽天モバイル株式会社】 本省令改正案については、デジタル技術を用いた本人確認方法が追加となるなど、券面が精巧に偽変造された本人確認書類の使用に伴う不正契約、「SIM スワップ」の横行といった犯罪手口の巧妙化や多様化、また、そういった犯罪実態の変化に伴う特殊詐欺被害の拡大化への対処に資するための改正内容と考えており、弊社においても携帯電話事業者として引き続き適切な本人確認の遂行及び法令遵守に努めてまいり所存です。 【ソフトバンク株式会社】 犯罪の手口が巧妙化、多様化することにより引き起こされる詐欺等の被害が加速度的に拡大している状況に対し、非対面での取引において、不正利用につながる本人確認方法を廃止することについて賛同いたします。 【KDDI 株式会社】		
本改正により削除(廃止)となる本人確認方法のみを実施している MVNO が多く、新たな本人確認方法の導入等の対応が必要になることが見込まれておりますところ、携帯電話市場は2月から5月中旬までは春からの新生活に向けた準備等の消費者動向の影響により繁忙期となりますため、施行日が令和8年4月1日となると年末年始休業の後の令和8年1月頃までに	ご意見を踏まえ、本改正省令の施行日から令和8年9月30日まで、一部、旧省令に基づく対応がとれるよう、附則に経過措置を規定することとしました。	有

は対応を完了させなければならなくなり、多くの MVNO が施行日までに対応を完了させることが困難となることが想定されます。

不適正利用対策に関するワーキンググループ報告書案に対する意見募集にて当協会含む複数の「施行時期については、十分な準備期間を確保していただくことを要望」する意見に対して、「施行時期の検討に当たっては、適切な準備期間が確保されるよう努めてまいります」という考え方をお示しいただき、不適正利用対策に関するワーキンググループ報告書（令和 6 年 11 月 29 日）において「十分な準備期間を確保したうえで施行」と取りまとめられたところと認識しております。

「十分な準備期間の確保」と「事業者および消費者における本人確認方法の柔軟な移行」の双方の観点から、本改正施行日（令和 8 年 4 月 1 日）以降、改正前の内容についても並行して準用できる経過措置期間を 6 か月（例えば令和 8 年 9 月 30 日まで）程度確保いただき、その後に全面施行（例えば令和 8 年 10 月 1 日）としていただくことを強く要望いたします。

【一般社団法人テレコムサービス協会】

本省令案の施行期日は令和 8 年 4 月 1 日とされており、それまでの約 1 年間にこれに対応するための準備を行うこととなりますが、本人確認の方法の変更という非常に重要かつデリケートな事案への対処であることから慎重を期す必要があるため、事業者によってはシステム改修等が当該期日までに間に合わない可能性もあるところ、こうした事業者の事情に鑑み、必要に応じ一定の期間改正前の規定の適用を可能とする経過措置を設ける等の措置を講じて頂きたいと存じます。

【楽天モバイル株式会社】

一方で、デジタル技術を用いた本人確認を確実に実行するため、また利

用者に負担をかけることなく、円滑に実施いただくためには、マイナンバーカードなどの IC チップ付き本人確認書類の普及が当然に必要であり、御省が実施された規制の事前評価においても評価書の＜主な意見内容と今後調整を要する論点＞に「事業者からは同報告書の意見募集において、本人確認強化は不適正利用対策に有効であり、方向性には賛同する一方、事業者の対応を考慮した施行時期の検討や政府による周知広報を希望する旨等の意見が出された。」と記載されているとおり、施行日に伴う政府における周知広報等も十分な期間において実施されることが望ましく、加えて、デジタルデバйдへの対応や ICT リテラシーの向上など、利用者の理解度を深めていくことも重要であり、それら十分な準備期間を確保する必要があると考えられることから、本省令改正の施行日につきましては、半年から 1 年間の期間の後ろ倒し、もしくは経過措置等を設けていただくことを要望いたします。 【ソフトバンク株式会社】		
・印鑑登録証明書や住民票等における「偽造を防止するための措置」の具体的要件の明確化を要望いたします。 【株式会社 NTT ドコモ】	「官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、」「偽造を防止するための措置が講じられたもの」については、例えば、地方公共団体において、住民記録システム標準仕様書（令和 7 年 1 月 31 日）等で示されている「改ざん防止用紙」を用いて作成される書類や、コンビニエンスストア等のキオスク端末を利用して交付され、けん制文字、スクランブル画像や偽造防止検出画像の偽造・改ざん対策が施されているものが該当します。	無

・ 本人確認書類の写しを用いた本人確認方法の廃止に伴い、本人確認方法を原則 JPKI、eKYC(IC チップ読取)に限定した場合、IC チップ付書類未保持のお客様は非対面での携帯電話契約が不可（及び非対面受付限定となる料金プランでの携帯電話契約が不可）となることが想定されます。 ・ 非対面時の本人確認方法について JPKI、eKYC(IC チップ読取)を基本とし、やむを得ない事情で対応できない場合を除き、IC チップ付書類未保持を理由に携帯電話契約の受付を拒否することが、役務提供義務違反には該当しないことの明確化を要望いたします。 【株式会社 NTT ドコモ】	携帯音声通信事業者が携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成 17 年法律第 31 号。以下「携帯電話不正利用防止法」という。）に基づき本人確認を行うに当たって、契約者等が本人確認等に応じない場合は、携帯電話不正利用防止法第 11 条に基づき、携帯音声通信役務の提供を拒むことが可能ですが、契約者等の状況を踏まえ、他の方法を案内する等柔軟な対応が求められるものと考えます。	無
本改正に伴い、マイナンバーカードをはじめとする IC チップを搭載した本人確認書類の普及と、本人確認方法がどのように変わっていくのかということを、政府広報をはじめ、社会全体で国民に対して周知啓発していくことが非常に重要だと考えます。 その際は、「どういう背景（偽装証書による不正契約・犯罪利用の増加等）があって制度を見直す必要性があり、どのように制度が変わるのか」について、国民にわかりやすくご理解いただきやすい形での周知啓発が必要だと考えます。 事業者側での周知啓発をより確実なものとするため、政府の周知啓発においては消費者向けにわかりやすい形で、かつ事業者側も周知啓発に活用できるようなものとしていただくことを要望いたします。 例えば、「周知啓発 Web サイトを政府で作成のうえ総務省「携帯電話ポータルサイト」から参照できる状態としていただき、事業者側は総務省「携帯電話ポータルサイト」を活用し、その内容をもって周知啓発を促す」こ	いただいた御意見を参考にしつつ、事業者のみならず政府においても必要な周知・広報を行うよう努めてまいります。	無

と等が考えられます。 【一般社団法人テレコムサービス協会】 一方で、今般の制度改正に伴い、お客さまにおいては契約時に本人確認書類の暗証番号を必要とする手法が主となることから、「暗証番号を記憶しておく必要があること」等、国から国民に対して幅広く周知広報をしていただけよう、要望いたします。 【KDDI 株式会社】 自然人における本人確認の方法として新たに「当該自然人又はその代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、第五条第一項第一号ロ(2)に掲げる書類（氏名、住居及び生年月日の情報が記録されている半導体集積回路が組み込まれたものに限る。（略））に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けるとともに、当該半導体集積回路に記録されている相手方の住居にあてて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法」（本省令案による改正後の第3条第1項第1号二）が加えられるところ、マイナ保険証利用促進のため厚生労働省が本年度実施している取り組みを参考に、この方法の普及のための支援策等をご検討頂きたく存じます。 【楽天モバイル株式会社】		
本省令案により新設される本人確認の方法が浸透するまでには一定期間がかかるかと想定され、この間、契約に不便が生じたり、場合によっては契約ができなくなったりすることが懸念されます。 一度行われた本人確認結果を他サービスにも活用する「過去の本人確認結果への依拠」は本省令案により廃止される本人確認の方法の代替手段となるものであり、この懸念の解消にも資することから、本省令案の施行と同	今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、本人確認方法の在り方等については、関係者から意見を頂きながら、検討を進めて参ります。	無

時の導入を進めて頂きたいと存じます。 また、利便性の向上や社会的コストの削減の観点から、個人契約と同様に法人契約においても当該依拠の導入が必要と考えます。 【楽天モバイル株式会社】 なお、特殊詐欺や SNS 型投資・ロマンス詐欺は、データ通信契約で契約した回線からの実行など、本省令改正案の内容では未然に防ぐことができず、今後も多種多様な手法で行われることが想定されることから、それら法の対象外となる契約やサービスについても先々を見据えた犯罪抑止の観点からの議論の必要性があると考えます。 【ソフトバンク株式会社】		
また、事業者においては公的個人認証の利用にあたって現行システムの改修等が必要になるとともに、電子証明書手数料などの費用が本人確認の都度発生することとなり、事業者の負担増になることが想定されます。「電子証明書失効情報の提供に係る手数料の当面 3 年間無料化」の継続等、事業者負担の軽減のため、国のご支援をいただけるよう要望いたします。 【KDDI 株式会社】	いただいた御意見につきましては、参考として承ります。	無
令和 7 年 4 月 1 日に、カード代替電磁的記録に関する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）の改正が施行され、スマートフォンにマイナンバーカードの機能を搭載することが可能になるものと理解しております。今回の施行規則の改正案には、カード代替電磁的記録による本人確認を認める内容が含まれていませんが、スマートフォンにマイナンバーカードの機能を搭載できるようになっても各種の法令上の本人確認に利用できないのではその意義が大きく損なわれるため、改正番号法の施行と同時又は施行後速やかに、	カード代替電磁的記録を用いた本人確認を行うためには、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成 17 年総務省令第 167 号）（以下「携帯電話不正利用防止法施行規則」という。）について所要の改正が必要になるところ、関係省庁等と議論の上、省令改正を実施予定です。	無

対面及び非対面での携帯電話契約時の本人確認方法として、カード代替電磁的記録を活用することを認める改正が必要であり、改正番号法の施行と同時又は施行後速やかに実施して頂くようお願いしたい。 カード代替電磁的記録による本人確認が認められることで、本人確認義務を負う事業者にとっては、公的個人認証による本人確認と比較して初期導入及び運用にかかるコストを抑えることができるほか、利用者にとっても選択肢の幅が広がります。さらに、カード代替電磁的記録を本人確認に利用することで、不正利用対策が可能となるだけでなく、性別など本人確認に必要とされないデータの提供を避けることができるという意味でも、必要性が高いと考えます。 【個人】		
対面での本人確認は第3条1項イ、ロが対象となり、ICを読み取る仕組みは必要ないと読み取れますが、デジタル社会の実現に向けた重点計画（〔No. 1-36〕 犯収法等における非対面本人確認方法の JPKI 一本化）においてハ項では対面でもソフトウェアを活用して半導体集積回路に記録された情報を読み取るということでしょうか。 半導体集積回路に記録された情報を読み取る場合、どの情報まで読み取る必要がありますでしょうか。 各本人確認書類によって格納エリア、確認方法等が異なりますので明確にご提示いただきたいです。 また重点計画（〔No. 1-36〕 犯収法等における非対面本人確認方法の JPKI 一本化）において	この省令による改正後の携帯電話不正利用防止法施行規則（以下「新規則」という。）第3条第1項第1号ハに掲げる方法により本人確認を行う場合、当該自然人又はその代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該自然人又はその代表者等の写真付き本人確認書類（氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されている半導体集積回路）が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けることが必要です。また、使用する写真付き本人確認書類の種類によっ	無

公的個人認証による本人確認を進めるとありますが今回はその対応は適用外でよいでしょうか。 ■重点計画（[No. 1-36] 犯収法等における非対面本人確認方法の JPKI 一本化） 対面でもマイナンバーカード等の IC チップ情報の読み取りを犯収法及び携帯電話不正利用防止法の本人確認において義務付ける。また、そのために必要な IC チップ読み取りアプリ等の開発を検討する。加えて、公的個人認証による本人確認を進めるなどし、本人確認書類のコピーは取らないこととする。 【個人】	て、当該情報のアクセスコントロールは異なりますが、例えば、マイナンバーカードにおいては、照合番号 B を用いて、当該情報を読み出すことが可能です。なお、本改正は、デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和 5 年 6 月 9 日閣議決定）を踏まえ、本人確認書類の写しを用いる方法を廃止する等の改正を行うものです。ご指摘の内容が記載されているデジタル社会の実現に向けた重点計画（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）を踏まえた改正については、関係省庁間で検討を進めているところであり、関係法令の改正内容について早期に結論が得られるよう、引き続き検討を進めてまいります。	
1、個人本人確認、法人の代表者等の個人本人確認について 改正規則 第 3 条第 1 項第 1 号リ（新設） 「当該自然人またはその代表者等から第五条第一項第一号または第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている相手方の住居宛てに、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物として送付する方法」 Q、これは、Web システムを利用した画像アップロード機能を通じて提出された身分証情報をもとに住所情報を特定し、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物として送付することが可能と理解してよいのか。	新規則第 3 条第 1 項第 1 号リに規定する本人確認方法は、当該方法による確認が可能な自然人が、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の適用を受けない者及び同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限られますが、この省令による改正前の携帯電話不正利用防止法施行規則（以下「旧規則」という。）第 3 条第 1 項第 1 号へに規定されていた本人確認方法と手法は同様です。	無

【個人】		
2、公的個人認証について 改正規則 第3条第1項第1号ニ（新設） 「当該自然人またはその代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、第五条第一項第一号ロ（二）に掲げる書類（氏名、住居、生年月日の情報が記録されている半導体集積回路が組み込まれたものに限る。次条第一項第四号、第十一条第一項第一号ニ、第十九条第一項第一号ニおよび第三号ニ、ならびに第二十条第一項第四号において同じ。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けるとともに、当該半導体集積回路に記録されている相手方の住居宛てに、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物として送付する方法」 Q、対面・非対面を問わず、公的個人認証による本人確認が可能と理解してよいか。 【個人】	ご指摘の条文は公的個人認証を利用した本人確認方法を示すものではありませんが、新規則第3条第1項第1号トにおいて定める方法により、対面でも、非対面においても、公的個人認証を活用して本人確認を行うことが可能です。	無
3、法人本人確認について 改正規則 第3条第1項第2号ハ、ニ（新設） 「登記情報提供サービス」「国税庁法人番号検索サイト」の情報を利用しても法人の本人確認が可能であると理解している。 Q、例えば、端末の引き渡しを弊社社員が行っているが、改正規則 第3条第2項に基づき、弊社社員が受け渡す方法は、転送不要郵便と同等の引き	新規則第3条第2項に規定されているとおり、新規則第3条第1項第2号ハ及びニに掲げる方法（括弧書に規定する方法に限る。）による携帯音声通信端末設備等の送付は、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第三条第二項に規定する指定法人から送信を受けた登記情報に記録され、又は行政手続における特定の個人を識別する	無

渡し方法とみなされると理解してよいか。 【個人】	ための番号の利用等に関する法律第三十九条第四項の規定により公表されている相手方の住居又は本店若しくは主たる事務所において、携帯音声通信事業者の職員が当該相手方に携帯音声通信端末設備等を交付することをもって代えることが可能です。	
また、 運転免許証の写し（紙のコピー）＋転送不要郵便の廃止予定とされているが、 運転免許証の写し（紙のコピー）＝ Web システムを利用した画像アップロード機能で提出された運転免許証情報とみなされるのか。 弊社は、以下の対応について許容されるのか確認したい。 Web システムを利用した画像アップロード機能で提出された運転免許証情報＋転送不要郵便（端末引き渡し時に利用） この方法も廃止対象となるのか。 【個人】	ご指摘の方法が旧規則第 3 条第 1 項第 1 号へに規定する方法による本人確認を行っており、かつ当該方法による携帯音声通信端末設備等の送付を旧規則第 3 条第 2 項の規定により相手方の住居又は本店若しくは主たる事務所において、携帯音声通信事業者の職員が当該相手方に携帯音声通信端末設備等を交付することに代えている場合は、本改正省令により廃止される方法の一つになると考えます。	無
マイナカード偽造「1 枚 5 分、技術や準備は不要」中国籍の女証言…本人確認に目視のみ多く悪用拡大	本改正は、精巧に偽変造された本人確認書類を利用した携帯電話の不正契約が発生している事態	無

https://www.yomiuri.co.jp/national/20240525-0YT1T50042/ 偽造マイナンバーは「誰でも被害にあう恐れ」 9200 万枚突破、トラブル 続出でも政府は用途拡大にまい進 https://www.tokyo-np.co.jp/article/327094 突然のスマホ乗っ取り 200 万円以上の買い物も…対策どうすれば https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240518/k10014449141000.html ちょっと調べただけでマイナンバーカードの偽造事件に関する記事は尽き ません 一方で運転免許証に関して偽造事件の記事はまず見当たらない 危険を回避するための方策が 危険をより呼び寄せることになっていませんか？ マイナンバーカードに関しては不備しか思い浮かびません それにあまりに多くの機能を付けることは 危険ばかりを増すことにしかありません まったく この件に関しては認められません 撤回を要求します	を受け、本人確認方法のうち、本人確認書類の写 しを用いる方法を廃止する等の改正を行うもので あり、携帯電話契約時等の本人確認等において使 用可能本人確認書類をマイナンバーカードに限る 改正ではなく、何らかのやむを得ない理由により IC チップ付本人確認書類を所持できない場合等 においては、例外的に、代替手段として、非電子 的な確認方法を認めることとしております。 今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、 本人確認方法の在り方等について、検討を進めて 参ります。	
--	--	--

【個人】 マイナンバーカードを持たない選択をした人は、どのようにして携帯を契約すればいいですか。 強制では無いはずのマイナンバーカードですが... 【個人】 非対面での契約の場合、運転免許証や保険証で画像を送信する事が問題であるならば、マイナンバーカードであっても問題点は変わらないような気がします... マイナンバーカードの一本化によって、どのようなメリットがあるのか、従来の確認の方法とどのように違うのかを、馬鹿でも分かるように教えてください。 【個人】 携帯電話を契約していない国民はほぼいない現代社会において、マイナンバーカードの取得は義務ではないにもかかわらず、非対面の本人確認手法は、マイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化することは、間接的にマイナンバーカードの取得を強制することになる。 また、一見して判別できないほど精巧に偽変造された本人確認書類を利用して契約されていることが判明してるが、対面式であっても偽変造が判別できないこともあり得る。しかし、対面の本人確認手法は、顔写真のない本人確認書類が認められているに対し、非対面が認められないことは著しく不合理といえる。 そして、仮に、ICチップを読み込む目的は本人確認書類の有効性の確認であれば、運転免許証などICチップが埋め込まれている本人確認書類も非対面で読み込むことが可能であり、マイナンバーカードに一本化する根拠に		
--	--	--

はならない。 【個人】 マイナカード限定に反対する。 カードの取得は任意のまま、カードがないと何も買えない、契約できないようにすることに強く反対する。 カード所有を強制したければ、まずは「任意」から「義務」へ法律を改定すべきである。 ICチップを読み取らせるとあるが、普通のパソコンにそんな機能はないが、機械を買えということか？ 外出困難な人、近所に携帯会社がなく遠方まで出向くことが難しい人は携帯を持つなということか？ こういう人こそ携帯電話が必要なのではないか？ 法律改定してカード所有を義務にするまではカード限定にせず、必ずほかの本人確認手段を複数残さなければならない。 【個人】 マイナンバーカードを用いた非対面の本人確認に関する施策につきまして、以下の４点をご意見申し上げます。 1. 代替手段の必要性 マイナンバーカードを持たない方々への配慮として、他の公的身分証明書（運転免許証、パスポート等）を併用する選択肢を設けるべきです。 そもそも、セキュリティに関するプロセスを、一つの手段に依存することはリスクを伴います。セキュリティの基本は冗長性であり、多様な手段を用意することが重要です。		
---	--	--

2. マイナンバーカードの情報記載に関する懸念 現行のマイナンバーカードには、マイナンバー、住所、生年月日などの個人情報に記載されています。これらの情報が悪用されるリスクを考慮すると、カード自体がセキュリティ上の脆弱性となり得ます。特に、米国などで発生した偽造被害の事例を踏まえると、カードの情報記載内容や管理方法の見直しが必要です。 3. アプリ化に伴うセキュリティリスク マイナンバーカードの認証を専用カードリーダーのみで行うべきです。アプリ化する場合、プラットフォームの制約や開発環境のセキュリティ強化が求められます。現状の技術力では、アプリ自体がハッキングされるリスクが高く、特に国家レベルの攻撃者による標的となる可能性があります。そのため、アプリ化には厳格なセキュリティ対策が不可欠です。 4. スマートフォン読み取りの推進 スマートフォンを用いたマイナンバーカードの読み取りは、携帯ハードウェア組み込み技術に限定することで、日本のメーカーの利益にも繋がります。 この際、関与するハードウェアやソフトウェア技術者にはセキュリティクリアランスを条件とし、厳格なセキュリティ基準を適用すべきであることも忘れてはなりません。 以上の点を踏まえ、マイナンバーカードを用いた非対面の本人確認に関する		
---	--	--

る施策の検討において、セキュリティ、利便性、公平性のバランスを慎重に考慮されることを強く要望します。 【個人】		
運転免許証、保険証などは偽造が容易なため、本人確認書類は「マイナンバーカード」のみとし、デジタル庁が提供する「マイナンバーカード対面確認アプリ」を用いるなど、マイナンバーカードに内蔵された IC チップを読み取る方式に統一する方が良いのではないかと考えます。 また、法人契約では大量の SIM カードを契約でき、それが特殊詐欺に利用できてしまうため、こちらも法人代表者のマイナンバーカード+登記簿謄本を確認するような手続きとすべき。 【個人】 対面、非対面いずれの場合もマイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化すべき。 【個人】	今回お寄せいただいた御意見も参考にしつつ、本人確認方法の在り方等については、関係者から意見を頂きながら、検討を進めて参ります。	